川崎市営住宅の共益費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅建替事業等、市営住宅のストックを総合的に活用する事業 (以下「建替事業等」という。)により空き家(以下「事業用空き家」という。)が生じた 場合、川崎市営住宅条例(昭和37年条例第32号。以下「条例」という。)第19条の規定に より市営住宅の使用者が負担することとされている費用のうち、共用部分等の共益費の 一部を市が負担することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「自治会等」とは、市営住宅の共益費の受払を取りまとめる次に掲げる組織等をいう。
 - (1) 自治会
 - (2) 町内会組織の一つの班
 - (3) 連絡人
 - (4) その他、建替事業等の実施にあたり市から委任した連絡委員等

(交付の対象等)

- 第3条 負担金は、自治会等に対し、当該自治会等の対象となる市営住宅の事業用空き家の割合が10分の1を超えた場合に予算の範囲内において交付するものとする。
- 2 前項に規定する負担金は、条例第19条の各号に定める費用のうち次に掲げる共益費とする。
 - (1) 共用部分の電気、水道及び下水道料金
 - (2) 浄化槽の清掃及び維持管理に要する費用等

(交付の期間)

第4条 負担金の交付期間の始期は、当該建替事業等に係る事業用空き家の割合が10分の1 を超えた日が属する月以降で、終期は当該建替事業等が完了した日とする。

(単年度交付額)

- 第5条 負担金は年度ごとに交付するものとする。
- 2 年度ごとの負担金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次の算式により算出した額とし、交付額が1,000円未満の場合は交付しないものとする。

単年度交付額 = 自治会等が交付対象年度内に支払った第3条第2項に定める

共益費合計額 x

__各月の事業用空き家戸数の合計数

自治会等の対象となる市営住宅の総戸数×管理月数

(交付額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)

(交付の申請)

- 第6条 負担金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、市営住宅共益費負担金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、交付対象年度末日までに、市長に提出するものとする。
 - (1) 各事業所からの領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査して負担金の交付の要否等を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁の日から施行し、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、決裁の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。